

児童福祉の規定・試論 (5)

——非行問題との関連で——

本 間 真 宏

(昭和58年9月30日受理)

A Study on the Nature of Child Welfare (5)

Masahiro HONMA

(Received September 30, 1983)

はじめに

青少年非行の問題はいま「逃避型」という特徴を示しながら第三の波の中にあるといわれる。第二次大戦後の社会的混乱を背景とした貧困型、経済の高度成長という時代を反映しての遊び型という非行類型とは異なった青少年の姿がそこにみられるのである。

さて青少年期がいわゆる「危機の時代」であるといわれるようになって相当の時がたった。それは成人の文化と児童のそれとの断層のもとで、急激に成人文化に触れつつ移行していく彼らが自らの文化を創造しえないというのである。彼らは中間的な存在として考えられているし、自らも「発展途上」人であると考えている、いわゆるモラトリアム世代なのである。

彼らは身体面での発達と精神面でのそれがアンバランスであるといわれている。このような青少年期ないし児童後期にある彼らの一部を、いわゆる「逃避」型非行に走らせている今の社会とはどのような社会なのであろうか。非行を個人のレヴェルでみると、どのような心理的背景があるものかと思いつきながら、それに対応してあるところの社会装置である現行の少年法「改正」問題について、私が検討を試みてから相当の日時がたった¹⁾。

その間、これまで私の関心は児童福祉とは何か、それをどのように考えたらいいのか、ということ(1)心身に障害をもつ子どもの問題、(2)父子家庭問題、(3)小児医療をめぐる問題などについて考えてきた(東京家政大学研究紀要第16. 17. 18集所収の拙稿を参照してほしい)。これらはそのまへの論稿²⁾から引き続けている、私の児童福祉についての研究の流れであり、すべてが子どもにかかわる諸問題をとりあげながら、さきの課題へのアプローチを試みてきたものである。

社会福祉研究室

これらについて私なりにある程度の整理をしてきたつもりであった。が、さらにもまして新たな課題を負わされた結果になったのが前稿³⁾であった。すなわち児童相談所という児童福祉行政の第一線にある機関について考えながら、研究課題である児童福祉の「対象」をできるだけ規定してみようというのがそこでの作業であった。しかし、かえってこれからの研究の深さ、広さを知らされることになった。

これまでの私は法規範が示している理念をいちはおうは前提としながらも広範囲にわたる行政の自由裁量のもとで「理念と現実とのギャップ」にある問題、というような形で考えてきたように思える。プログラム規定にすぎないかたんなる理念にしかすぎないというような表現で法規範をとらえながらも、柔軟な行政による対応の必要性を強調しつつ児童福祉について考えてきたように思えるのである。そこから(1)固定化し、一般化してしまう行政のあり様に対する批判、(2)民間の活動に対する限定化された評価、というような問題が生じてきていたのであった。

自由主義を根底におく行政が今日の福祉国家においてはそれを修正しながら、なお方向を定めえないでいるというような状況について考えてみなくてはならないのではないか。福祉社会の実現ということをとたとえ名目としてであれ、標榜している福祉国家が資本主義経済という制約のもとにありながら、国民の大なる負託を受けてどのような行政を展開しようとしているのかをみていくことが大事なこととなるように思える。

非行問題について考えるなかで、これらの課題にアプローチしようとする本稿は行政機関が民間の団体などと協同しながら、問題にどう対応しようとしているのかについて検討を試みる。そのためにまず非行とは何か、非行問題とは何なのかということについて議論しなくては

ならないだろう。児童養育の私事性については多くの人が当然のこととしている。それは子どもの非行という行動を媒介として修正されつつあるが、公的権力の正当で注意深い介入は親の養育責任を全く放棄させるものではけっしてないのである。

非行問題とは何か

児童養育の第一義的責任がその親にあることはいうまでもない。それは法律以前の倫理的、道徳的な問題である。けれども児童福祉法第2条で「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定しているのは、それらを前提にしているとはいえ両親にのみ養育の全責任があるということではないのである。字句通りに解釈するならば(1)国、(2)地方公共団体、(3)児童の保護者は三者一体となって児童を健全に育成する責任を負っていると考えられなくてはならない。けれども行政主体における現行の解釈は次のようである。すなわち「まず第一に、保護者が、その責任を果たすことが経済的な理由や理解不足でうまくゆかず、公の機関に相談し援助をもとめた場合に、また、このような理由や、自己の無関心のために児童の健全な育成のできない保護者を発見した場合に保護者みずからにその責任を果たさせるように努めることを意味し、第二にこのような活動によっても児童の健全な育成のできないときは、保護者にかわって国や地方公共団体が直接児童の保護に当る」⁴⁾ というのである。

「解説」はさらに次のように述べている。「児童は成人と違い心身ともに未成熟であるため、みずからの労働により生活することや、疾病、傷害および危険からみずからを守り、みずからの思慮判断によって自己の利益と幸福を守ることが十分にできないことを前提としている。従来はこのような未成熟な児童の保護は両親に委ねられ、公の機関は両親や家庭のない孤児、貧児等保護の必要性の高い児童の保護をその任務としていた。しかし、基本的人権についての思想、および福祉国家が浸透するにつれ、公の機関の任務についての観念はさらに進歩し、国家はすべての児童の健全な育成に積極的な力を注ぐ責任があるとされるようになった」⁵⁾ のである。ここで後段の叙述に比してはるかに前段の方が強調されていることをみるのは容易なことであろう。青少年の行動の一形態である非行について家庭と公的機関の関係はどうなのであろうか。まず非行ということについてみて

おくことにしたい。

非行についてのもっとも著明な規定はW・ヒーリーのものである。すでに古典的なものといっているのであるが、その指摘はいまなお新鮮ですらある。彼は次のように述べている。「非行といえども生命活動の流れの一部である行動の様式として、社会的に受け容れられるような型の行動と同じように、事象の全体的な体系では多くの意味を持つものであるに違いない。一般的な原則としていえば、非行の起源はどの事例においても、満たされない願望や欲求の表現であることは疑いのないところである。傍観者からみれば、非行は不行跡を意味するにすぎない。ところが非行者にとっては他の種類の行状と同じように、それはまさしく内的衝動及び外的刺激に対する感応である」⁶⁾。

このような規定の背後にあるのは(1)成人と分離して少年の犯罪を考えるようになっていまだ僅かな年月しか経ていない (2)1920年代のアメリカ社会に激増した青少年の非行 (3)精神分析の強い影響のもとでの人間行動の研究などであろう。非行を異常な特性の結果としてではなく、社会の要求に対する適応不足、個人の基本的欲求あるいは願望を社会が満足させえなかった結果としてみならずW・トーマスの「不適応少女」が公刊されたのは1920年のことなのである。

そして大事なことはさきにヒーリーの規定を「古典的」であるといいながら、いまなお新鮮であると述べたことについてである。1950年代に公刊されたT・ニューカムの非行理論をみておくことにしたい。彼は非行のみならず社会的行動を説明するさいに三つの変数をとりあげる。すなわち従属変数としての社会行動は独立変数であるパーソナリティおよび社会的影響力と媒介変数として設定される動機態度との関係で示されるのである。⁷⁾ ヒーリーの規定による非行は行動を主観的な側面と客観的な側面からみたとき、それが非行とよばれるためには何を媒介としているかということであり、ニューカムのばあいにはそれが態度または準拠枠という概念で説明されているだけなのである。

非行についての研究は、多くの科学的研究がまず対象となる事象の規定からはじまるのに対して、大半が自明のものとして作業が進められがちであることをいわなくてはならない。同時に、非行の理解にあたって刑事政策的な観点とともに社会福祉的なそれが必要であることがいわれなくてはならない。前者の立場からすれば、非行

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|---------------------------------|---|--------|---------|---------|--------|--------|---------|----------|------------|---------|---------|---------|----------|
| 犯罪少年 | 刑法犯 | 184,902(人) | 凶悪犯 1.1% | 凶器 1.3 | 粗暴 13.6 | 窃盗 75.4 | 知能 6.8 | 風俗 0.4 | その他 2.8 | 万引 30.0% | オートバイ 14.8 | 自転車 9.9 | 自動車 3.0 | 車上狙 2.0 | その他 15.7 |
| | 特別法犯 | 35,030(人) | | | | | | | | | | | | | |
| 触法少年 | 刑法犯 | 67,906(人) | 犯罪少年 (男149,628人(前年より14,025人増) 女 35,274人(前年より 3,881人増)) | | | | | | | | | | | | |
| | 特別法犯 | 845(人) | | | | | | | | | | | | | |
| 虞法少年 | | 4,922(人) | | | | | | | | | | | | | |
| 道交法違反 | 重過失 | 51,107(人) | | | | | | | | | | | | | |
| | 諸違反 | 1,533,136(件) | | | | | | | | | | | | | |
| 不良行為少年 | | 1,198,398(人) | | | | | | | | | | | | | |
| | ○暴走族 | 犯罪少年 8,302(人) 虞犯少年 27,430(人) | ○家出 58,224(人) | | | | | | | | | | | | |
| | ○校内暴力 | 2,085(件) | ○自殺 620(人)(戦後最低) | | | | | | | | | | | | |
| | ○家庭内暴力 | 1,194(件) | | | | | | | | | | | | | |
| | ○性非行 | 8,562(人) | | | | | | | | | | | | | |
| | ○薬物等 | 43,536(人) | | | | | | | | | | | | | |

資料：昭和57年版「青少年白書」pp. 192～227

は「刑罰法令に触れる行為及び触れる虞れのある行為」ということになる。それに対して非行そのものについての規定はきわめてゆるやかでありながら行動科学の窮極に到達したかみえたのがグリェック夫妻による非行予測の研究であることをいっておかなくてはならない⁸⁾。そしてそれさえもW・ヒーリーの仕事に多くのものを負っているのである。

ここで前者の観点によって、非行の今日的状況を示しておくことにしたい。そのばあい、「(1)少なくとも当局が公表する資料から自動的に有意な相関が得られると

考えてはならないこと、(2)とりわけ、わが国『犯罪白書』のように、非行データが検挙者数によって示されているにもかかわらず、これを発生状況と読むなどは勝手な独断以外のなにものでもないこと、(3)かりに、公的データにおいて少年非行と低階層所属との間に恒常的な相関が見出されたとしても、より一層の分析が深められていなくてはならないこと」⁹⁾などが注意されていなくてはならない。

少年法3条は「審判に付すべき少年」を犯罪少年、触法少年、虞犯少年とし、それぞれに規定しているが、こ

ここでは次節との関連で虞犯少年についてみておくことにしたい。3条(三)は「次に掲げる事由があって、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年」として4項目を示している。すなわち(イ)保護者の正当な監督に服しない性癖のあること、(ロ)正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと、(ハ)犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出すること、(ニ)自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること、となっている。

これらは非行少年＝逸脱主体の側の条件であるとともに逸脱を統制する側の基準でもある。非行化の要因について考えながら「第三空間」という媒介を通して(a)アノミー仮説(b)化学学習説の批判的検討を試みている研究¹⁰⁾によりつつ、次に非行問題への対応上の課題と問題点を考えてみることにしたい。

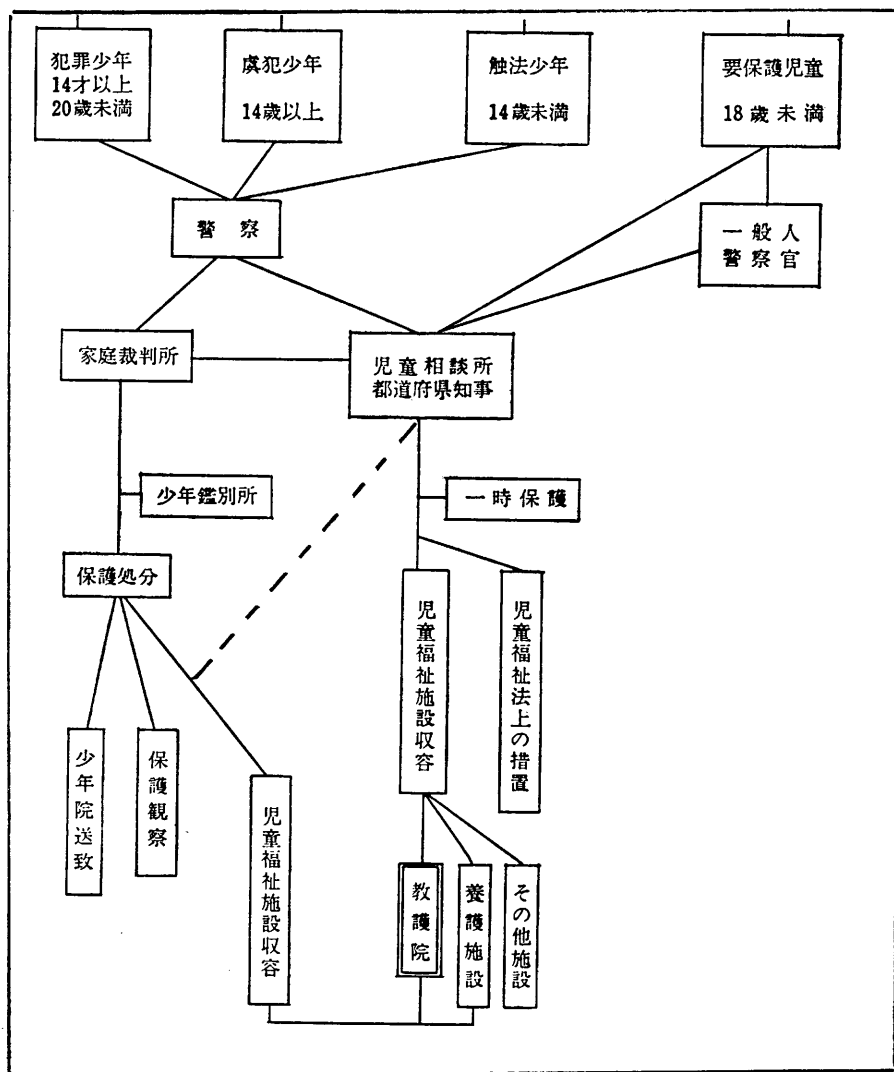
非行問題への対応

問題への有効な対応をなすためにはいうまでもないことだが、その問題を発生させた、させている原因を知ることである。けれども原因が解明されるまでは対応しない、対応できないということにはならない。さきに述べた非行の貧困型、遊び型および逃避型という類型はそれなりに原因を明らかにしているとともに、それらに応じた対応の必要性を示唆するものであろう。またヒーラーのように考えるとすれば、これらの類型を結果した内的衝動および外的刺激についての詳細な分析がさらに必要とされることになる。

もともと青少年の非行に対応するときに成人の犯罪者とは異なった処遇が必要であるというような考え方が生じてきた背景には19世紀末の「子どもの発見」があった。子ども時代を人間の成長過程におけるきわめて可塑性に富む時期として教育の重要性が強調されたのであった。そのことに疑いをもつものはほとんどいない。むしろ成人の犯罪者といえども、その成長過程における何らかの要因が影響しているものとみなし、行為に対する責任とは別に「更生」＝社会再適応のための処遇のあり様が考慮されている現状なのである。非行という行為に対する視点は実に多様であり、それを反映しての対応もまた複雑なものとなってきているが、基本的な考え方は次のようなものであろう。ひとつは青少年といえどもその発達程度に応じた社会的責任を負わなくてはならない。しかし、青少年というだけで社会が彼らの行為を免責する

というようなことは問題ではなからうかとするものである。この極端な表現が刑事政策としての対応ということになる。いまひとつは個としての人間の発達差を強調し、青少年のそれに特に着目するなかで個別処遇を徹底しようとするものである。いわば国親思想 (parens patriae) にもとづく福祉政策的な対応を重視するものである。今日の犯罪者処遇はこれらの考え方の間で揺れ動いている状況にあるといっている¹¹⁾。私自身、後者の立場によりつつもプロベーションが少年の「条件」のみを重視してしまい、前者の立場を無視してしまうことからくる独善性ということに相当の危惧を感じざるをえない。そのような対応は結局のところ彼らを甘やかし自己責任を看過させてしまうことになる。現行少年法における少年保護の理念は両者の立場の調和を図ろうとするものである。そして児童福祉法に示されているところはいうまでもなく福祉政策的な対応である。これらは個人の発達差、行為の程度、家族・友人関係、事案の社会的影響、生活環境そして何よりも再犯の可能性などを十分に考慮したうえで保護のための措置、処分がなされることになっているのである。

非行問題への対応において社会防衛（刑事政策）的発想と児童福祉（健全育成）的発想をいかに調和するかはたしかに難かしい事柄である。そのうえ普遍性、一律性などを重視する行政においては「生活年令」という数字が、時としてさきにあげた諸要因を規制してしまうのである。たとえば民法の「私権ノ享有ハ出生ニ始マル」（第1条）や「満20年ヲ以テ成年トス」（第3）条、そして婚姻にかかわる年令規定はよく知られている。さらに「保護者は、子女の満6才に達した日の翌日以後における最初の学年の初から、満12才に達した日の属する学年の終りまでに……」（学校教育法第22条）および「小学校……の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初から、満15才に達した日の属する学年の終りまで……」（同39条）というような規定。さきに示した触法少年とは「満14才に満たない者」（少年法第3条2）をいう。それは刑法176条および177条にある「満13才」以上か以下かによる規定に対応しているのである。すなわち行為責任能力を有する者は満14才以上の者であり、満20才に達するまでは少年法によって成人と区別される。さらに満18才までは児童福祉法による児童として保護的措置が特別に講じられるというような仕組みになっていることをまず理解しておかなくてはならない。



非行問題への対応の仕組みをできるだけ簡略化して示すと上図ようになる¹²⁾。

このように図式化してみると「生活年齢」のもつウェイトが非常に高いことがわかる。ほとんどがそれによって規定されてしまい、「要保護性」¹³⁾についての判断はそれぞれの機関にゆだねられることによって「刑事—福祉」という両政策の緊張関係が、ともすれば捨象されてしまいかねないのである。

それは具体的には満14才以上の児童、少年のばあいに生じている。もちろん事案によるのであるが、「強制」的になされる家庭裁判所の処分とあくまで話し合いを通じて

納得しあつての措置をとる児童相談所とはその受けとめ方が全く異なるものとして考えられよう。成人犯罪者とはあくまで異なる処遇をしなければならないとなっているものの手錠の使用=自由の拘束ということが彼らに与える影響は計り知れないものがある。たとえ自らが播いた種であるとはいえ、である。けれども家庭裁判所はどうしても刑事政策的な立場にはたちえない。公開の法廷で検察側と弁護人とが激しく対峙してさえ、なお誤審が問題になっている現在なのである。最近の事件として少年が事件への関与を全面的に否定して争ったことは家庭裁判所の性格自体が問われたのであった。捜査の専門

家ではけっしてない家庭裁判所の裁判官や調査官ではこのような場合の対応は困難である。といって少年審判の場に検察官を立会わせるべきであるという意見を安易に首肯することはできない（少年法22条は『審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない』と規定している）。また司法機関である家庭裁判所が調査官の試験観察という中間的措置をとるばあいがある（少年法25条）、それは在宅のまま、また「適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること」でなされている。試験観察と保護処分である「保護観察」との差異については多様な意見が出されている¹⁴⁾。それは「プロベーションの本家争い」というようなことで家庭裁判所と保護観察所が対立していると考えられてならない。執行機関としての後者の充実（保護観察官の量的・質的充実、篤志家としての保護司やBBSなどの活用の仕方など）が必然的に家庭裁判所を本来の司法機関としていくのではなからうか。地域社会において「非行少年」という烙印を押されてしまった者を「更生」させていくためには、(1)逸脱主体が自らの意志で非行から足を洗うことと同時に、(2)多くのサービスを必要としているのである。¹⁵⁾

生活年令との関連で「対応」上の課題をさらに家庭裁判所と児童相談所との関係でみておくことにしたい。「昭和29年の児童福祉法と少年法の改正により、従来少年法で扱われていた14才未満の触法少年は、専ら児童福祉法で扱うこととされ、14才以上18才未満の非行少年は、その非行内容が刑罰法令に触れている場合は少年法に基づき家庭裁判所が取り扱い、そうでない場合は児童相談所又は家庭裁判所のいずれが取り扱ってもよいこととされた。又、両機関は互いに相手方に送致し合うことができるものとされ、児童にとって最も適切な処遇方法が選択、決定されるようになった」¹⁶⁾。このような経過のなかで福祉政策的な措置はどうであったのか。「解説」は初等少年院が14才未満の少年を収容しないようになったために児童福祉法の諸機関、施設が保護しなければならなくなったとし、14才未満の児童であっても「施設」である程度の強制的措置をとらざるをえなくなったことを述べている。すなわち「元来児童福祉施設は、自由な環境のなかで、あたたかい愛情と技術をもって児童を保護し、児童をして施設内の日常生活に魅力と愛情を感じさせながら、のびのびと成長せしめる場であるから、児童にたいして強制的措置をとるようなことは、万やむを得ない例外的な場合」¹⁷⁾でなくてはならない。ところが家庭裁

判所の判断を事後に得るような形でなされるようなことが生じてきた。さらに非行児童の低年齢化にともなって「本格的な非行の前段階である問題行動の段階で早期治療を行い、非行への発展を防止する」ために情緒障害児短期治療施設が設けられたが、「対応」のうえでさらに検討が加えられなくてはならないと思われる。

児童福祉法が規定する教護院は「不良行為をした児童または将来不良行為をなすおそれのある児童」を収容・保護する場所である。上述の性格規定にもとづきながら自由拘束のあり方、義務教育終了時の学籍と実状との問題などについて行政の裁量が人権を侵すことのないよう十分に配慮されなくてはならない。

非行問題の対応について、これまでに見てきたところはその関連機関が実に多様であり、それぞれがタテ割りの行政機構のなかで、ともすればナワ張り争いになっているのではないかということであった。その結果は理念はどうあれ、結局は「少年棄民」¹⁸⁾ということになるのではないかという危惧であり、そうしてはならないために行政機構はどう対応しなくてはならないかということであった。官僚制と問題に対応する専門性とが矛盾するようなことではいけないのである。そのための努力がこれからさらに続けられていかななくてはならない。

おわりに

社会福祉は広い意味では人間生活の全てにかかわるものであるといえよう。貧困という生活問題に限定して社会福祉を考えなくてはならないという人びともいる。非行という問題に焦点をあてて考えてきた本稿は次のような指摘を考慮してきたつもりであるが、その評価は他日を期すしかない。「固有の『社会福祉』と関連領域との関連の問題を考えると、それぞれの固有の対象領域を前提として、その相互的な連携を認めるとしても、それらの一元化を安易に肯定できないのである。ことに教育や司法が、国家の行政、法政策を中心に行われるサービス事業である以上、いかに人権保障を前提にしようとも、それ自体として内在的・外延的展開の原理をもつ『社会福祉』と関連領域がかかわりあい、そのかかわりあいにおいて、いわゆる社会福祉の位置が明らかにな」¹⁹⁾ということは、このような作業を重ねながら私自身さらに深め広めていくしかない。

さきに非行問題は地域社会のなかに生じるものであり、その解決は本人の意志はもとよりであるが地域社会のな

かに求められなくてはならないといった。多変数的なアプローチ²⁰⁾というような表現で(1)家庭環境 (2)少年の個人内部の諸特性 (3)コミュニティ志向プログラムの環境尺度にかかわる多くの要因を分析しながら、行政や諸団体および個人相互間の有効なシステムについて考えているものなどが今後に向けて参考になると思われる。

謝 辞

本研究は昭和58年度本学特別研究費を受けた研究の第一報である。記して感謝します。

註

- 1) 本間真宏：青少年問題とその福祉——権利と法改正の意味，日本社会事業大学社会福祉学会 社会事業研究第7号所収（1968）
- 2) 本間真宏：児童福祉の規定・試論(1)——保育問題との関連で——白梅学園短期大学紀要第10号（1974）
- 3) 本間真宏：「規定」の谷間にいる子どもたち，東京家政大学研究紀要 21(1)所収(1981)
- 4)・5) 厚生省児童家庭局編：新版児童福祉法の解説，時事通信社 東京（1982）p. 36
- 6) W. Healy & A. F. Bronner：New Light on Delinquency and Its Treatment 1936（樋口幸吉訳「少年非行」みすず書房）東京（1956）p. 10
- 7) T. Newcomb（森・万成共訳）：社会心理学，培風館 東京（1956）p. 31
- 8) Gluck=Gluck：Unraveling Juvenile Delinquency（法務大臣官房司法法制調査部訳「少年非行の解明」

- 大蔵省印刷局）東京（1959）p. 277.
- 9) 大村英昭：非行の社会学 世界の思想社 京都（1980）pp. 181～183.
 - 10) 大村英昭・宝月誠：逸脱の社会学——烙印の構図とアノミー 新曜社 東京（1979）p. 24
 - 11) 奥村廉明：更生保護——その現状，課題と展望，山口幸男編 非行問題 ミネルヴァ書房 京都（1975）
 - 12) 小松・本間他：社会福祉の方法 建帛社 東京（1982）p. 86, 138
 - 13) <注1>の論文および本間真宏：児童福祉の対象——要保護性を中心に——白梅学園短期大学紀要第9号 所収（1973）を参照のこと。
 - 14) 守屋克彦：少年の非行と教育 勁草書房 東京（1977）pp. 213—216
 - 15) <注10>の文献 p. 256
 - 16) 厚生省児童家庭局編：児童福祉30年の歩み 日本児童問題調査会 東京（1978）p. 61
 - 17) <注4>の文献 p. 186
 - 18) 菊田幸一：少年棄民——施設収容少年の人権 評論社 東京（1978）
 - 19) 佐藤進・小川利夫編：関連領域と社会福祉 有斐閣 東京（1983）p. 7
 - 20) S. A. Murrell：Community Psychology and Social Systems（安藤延男監訳「コミュニティ心理学——社会システムへの介入と変革」）新曜社 東京（1977）p. 249